



月報

8

全年協

(47.8.10 No.68 VOL 6)

◆ 目 次 ◆

7月の行事一覧表	1
△東部政策調査部会	2
△中部政策調査部会	6
△西部政策調査部会	8
△果 実 部 会	11
△規 格 部 会	16
「地区別一連番号制」に関する説明文案	19
果実かん詰の一括表示基準(案)	23
△蜜柑缶工組との懇談会	29
△みかん缶詰の消費者調査を実施	31
△果実缶詰の一括表示問題打合せ	32
△(第8回) 缶詰表示問題連絡協議会	33
△なめたけ懇談会	34
△もも缶などJAS市販品開缶説明会	37
△(第1回) 容器問題研究会	38
業 界 消 息	
日行協 田上会長死去	42
会 員 消 息	
	42

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル 7階

電話 東京 (278) 9278・9289番

7月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
東部政策調査部会	7月 4日	13.30～15.30時	北洋商事(株)	13名
中部政策調査部会	7月 5日	10.00～12.00時	名古屋都ホテル	10名
西部政策調査部会	7月 6日	10.00～12.00時	新阪急ビル スカイルーム	10名
もも缶などJAS市販品開缶説明会	7月 7日	13.30～16.00時	中小企業会館	
果実缶詰の一括表示問題打合会	7月 8日	10.00～12.00時	日缶協	北田専務 理事
なめ茸懇談会	7月13日	13.00～15.30時	日缶協	全缶協側 4名
(第8回)缶詰表示問題連絡協議会	7月18日	13.30～15.30時	日缶協	全缶協他 3名
(第1回)容器問題研究会	7月21日	11.00～14.30時	食品産業 センター	北田専務 理事
果実部会	7月27日	10.30～12.00時	北洋商事(株)	15名
規格部会	7月27日	13.00～15.00時	北洋商事(株)	14名
蜜柑缶工組との懇談会	7月27日	15.30～17.00時	丸の内ホテル	全缶協側 5名

8月の行事予定

水産部会	8月 2日	10.30～12.00時	神戸銀行 会議室	
	8月 4日	10.30～11.30時	北洋商事(株)	
(缶詰共同宣伝)		仙台「缶詰フェア」8月19日(土)20日(日)プラザ 仙台ビル4階大ホール 京都新聞主催「女性サロン」8月21日(月)京都府立 勤労会館 札幌「缶詰フェア」8月22日～27日札幌三越9 階催場		

東部政策調査部会

日 時 昭和47年7月4日 13:30~15:30時

場 所 北洋商事㈱ 7階会議室

議 題 1. 正副部会長選出の件

2. 47年度部会活動に関する件

3. そ の 他

※ 部会討議の概要

本部会は年度初の部会であり正副部会長の選出、47年度部会活動方針を中心議題として開かれたが議事に先立ち中山副会長から次のような挨拶があつた。

「浅井会長がお身体の具合が悪く欠席されたので私から一言ご挨拶を申し述べたい。

本年度は全労協の役員と各部会員の改選年に当り、役員は5月の定時総会で決定し、各部会員については会長がみなさんにご委嘱申しあげ6月26日4部会、6月27日に3部会を開催し今日は東部政策調査部会、明日中部、明後日西部の各政策調査部会を開催することになつており、東部がそのモデルケースとなると思うのでよろしくご審議願いたい。新年度は14社の部会員となるが從来は新潟、福島、静岡の地方の会員にもご委嘱していた。しかし過去遠方のため出席されること自体大変なためこのような顔ぶれになつた。本日は正副部会長選出の件、47年度部会活動に関する件を中心議題としてご審議いただくが、ここで特にお願いしたいことは部会長について部会発足当初から鈴木崇氏に面倒を見てもらつており、新年度も是非引き続いてお願ひしたいことである。」

1. 正副部会長を決定

(東部政策調査部会) 14社

部会長	鈴木 崇	松下 鈴木 植	東京支社長
副部会長	苗村 政国	株 古屋商店	常務取締役
副部会長	杉村 佐太郎	住商フーズ株	専務取締役
副部会長	萩原 弥重	株 矢口屋商会	代表取締役
北洋商事株		明治製菓株	
国分株		野崎産業株	
株 サンヨー堂		株 ヤマムロ	
三井物産株		株 小網	
株 明治屋		池田商事株	

2. 47年度部会活動方針の件

1) 統一伝票普及活動について

まず北田専務理事から次のような報告を行なつた。

『一昨年東部、中部、西部の3政策調査部会で全協は統一伝票の普及に協力していくことになり、切り替え可能な向きから順次統一伝票に切り替えていくとの方針が示された。

昨年は日本商工会議所の委嘱を受けて、東部は北洋商事株武衛部長、松下 鈴木 植太田課長、中部は株梅沢森下会長、株メイカン岩井専務、西部は野田喜商事株酒井部長、株祭原末広課長の6氏が指導員としてそれぞれの地区を担当して講習会を開催した。割当があつて約半年間で1人3回の講習会を消化しなければならず指導員の方には大変なご苦労をおかけし次年度

もやる場合には指導員を辞退したいという方もあつた。6月23日商工会議所で昨年の講習会の結果と本年の統一伝票普及指導事業の推進について話合いたいので来てくれということで出席したが、その席上で「本年も引き継いで実施するのでご協力願いたい。指導員も昨年同様の人員にて推薦してほしい」との要請があつた。しかし4日、5日、6日と東部、中部、西部の政策調査部会を開催するのでそれまで保留してもらつている。

なお本年度から従来の5業種団体のほかに、日本百貨店協会、日本チェンストア協会、日本塗料協会の3団体が新たに参加することになつた。』このあと各氏から次のような意見が出された。

指導員としても強制力もなくただ昨年と同じことを繰り返してやつても効果がない。各自自分の仕事で多忙であり、ことしは指導員をやめたいということは当然なことであろう。問屋の立場からいえばメーカーに使わせること、スーパー、百貨店等の専用伝票を廃止して統一伝票に切り替えてもらうことによつて、はじめてメリットになるわけで昨年1年間、問屋での普及活動を展開してきたので、むしろことしはバッカーサイドに積極的な呼びかけが必要であろう。ことしはスーパー、百貨店の協会も参加するということであるのでこのサイドで十分普及促進に努めてもらいたいとされた。



以上東部政策調査部会の結論としては中部、西部政策調査部会との関連もあるのでこの場だけで決められないが一応商工会議所からの要請もあり、昨年全協として積極的に取りあげてきたことでもあり、ことしも統一伝票普及活動を継続して実施するが、東部地区の普及指導員は事務局で担当するという方針を決め、また場合によつては東京都食品卸同業会常任幹事小林忠次郎氏にも協力を仰ぐことになつた。

2) 缶詰の返品問題、10進法について

中山副会長から次のような発言があつた。

「東京都食品卸同業会では数年前缶詰の返品問題をメーカーから小売までの段階に呼びかけて来た結果、6月26日の報告では缶詰返品はほとんどなくなり非常に楽になつたということである。

中部、西部では必ずしもそうではないので東京の状況を報告して全国的に返品がなくなるよう政策調査部会で取りあげ推進していただきたいと思う。東京の同業会では缶詰返品問題が一段落したので今度は特に袋物の食品を取りあげようということである。

また包装合理化のなかで缶詰の10進法をとりあげており、今月中旬頃に百貨店、メーカー、スーパー、問屋で座談会を開くようである。製缶会社は機械がそうなつているから出来ないということであるが、やはり取引合理化のため10進法を推進すべきだと思う。」

以上中山副会長の意向に対して全員賛成で次のような方針が出された。



返品問題については地区によつてそれぞれ特色があり、事情が異なるが情報化時代を迎えますます情報の交換が重要になってきている。東京の状況を中部、西部に伝え全国的に普及するようにしたいとの見解であつた。10進法は缶詰取引きの合理化につながるわけで現在東京都食品卸同業会が積極的に取り組んでおり、全缶協がその報告を受けてこれに協力し、中部、西部政策調査部会にも諮つたうえ全缶協としてこの運動を推進していくことになつた。

3) パンフレット「食料品店の商品管理シリーズNo.1」について

食品産業センターでは小売店対象に「食料品店の商品管理」と題する小冊子を発刊し、シリーズ物として今後引続いて発行していく予定であり、

16.1は5万部を印刷、1万部を手元におき、2万部を官公庁 残り2万部を全缶協を通じて全国の小売店に配布してもらえないかとの依頼があり全缶協としては一応地方卸同業会に希望部数を聞いているが2万部では当然不足と思われる所以次回からは部数を増してもらうことにし、今回は調整して直接食品産業センターから発送することになつてゐる旨事務局より説明があつた。

なお本代、発送料とも無料である。

中部政策調査部会

日 時 昭和47年7月5日 10.00～12.00時

場 所 名古屋都ホテル 2階会議室

議 題 (1) 正副部会長選出の件

(2) 47年度部会活動に関する件

(3) そ の 他

※ 部会討議の概要

本部会は(1)正副部会長選出の件、(2)47年度部会活動に関する件を中心議題として開かれたがこの部会には中山副会長が出席し、東部政策調査部会での検討結果について概略の説明を行ない、これを土台として中部政策調査部会の活動方針が話し合われた。

1. 正副部会長を選出

(中部政策調査部会) 7社

部会長	森下 裕	㈱ 梅 沢 取締役会長
副部会長	佐藤 良嶺	㈱ メイカン 取締役社長
"	北村 伝司	㈱ 北村商店 取締役社長
㈱ 大彦商店		真弓商店
佐竹商事(㈱)	㈱ カネ五祐屋	

2. 47年度部会活動方針

(1) 統一伝票の普及について

中部地区は昨年度、日本商工会議所の委嘱で普及指導員に㈱梅澤の森下裕氏と㈱メイカンの岩井孝之助氏が担当したが本年度も継続して普及指導に当ることになった。ただし本年は森下裕氏は同社の実務担当者に変ることになった。

なお統一伝票の普及状況についてはすでに実施中のところが2社あり、漸次切替えしていく方向にある。ただいままで普及指導に当つて問題とされる点はB4長辺 $\frac{1}{3}$ とB6のいずれがよいかという点と、統一伝票は紙型も紙の色も同一ホームとなるため会社の仕分けがむずかしく、色によつて見分け易くなる方法が考えられないものかとの意見が出された。

また、この普及推進に当つては問屋サイドばかりでなくまずメーカー側の啓蒙につとめるべきであり、特に東京地区での大手メーカー（味の素、カルピス、日清製油、キッコーマン、カゴメ）などへの協力呼びかけが必要であるとの発言がなされた。

(2) 缶詰返品問題について

東京地区での缶詰返品に関しては $\frac{2}{1000}$ 方式が採用され、ようやく末端にまで徹底してきた感が強く効果を挙げてきているが、中部地区では、これを実施しているところは特殊な向きにとどまつておらず、東京地区とは相当開きがある。しかし、同地区も根気強く返品問題を取り組み善処して

いこうとの確認がなされた。

(3) 包装改善問題に対処

食品包装についての10進法採用問題は将来のためにも是非その推進が望まれるところであるが、東京地区と歩調を揃え前向きにこの問題に対処して行くことになつた。

(4) その他について

食品産業センター発刊の「食料品店の商品管理シリーズNo.1」の配布方法に関する説明ならびに缶詰共同宣伝についての缶詰フェアー来年度予算の拡大要望などがあつた。

西部政策調査部会

日 時 昭和47年7月6日 10:30~12:00時

場 所 新阪急ビル スカイルーム5号室

議 題 (1) 正副部会長選出の件

(2) 47年度部会活動に関する件

(3) そ の 他

※ 部会討議の概要

(1)、(2)の議題を中心に協議したが新年度の西部政策調査部会は14社となつており、全部会員留任のかたちで会長の委嘱が行なわれ、この年度第1回の部会は浅井会長欠席のため副会長の野田喜三郎氏が部会開催に当つての挨拶をし、部会長決定までの進行役をつとめた。

(2)については東部政策調査部会および中部政策調査部会での検討されてきた内容につきその概略を北田専務理事が説明し、それらをもとに西部政策調査部会の活動方針を話合つた。

1. 正副部会長の選出

(西部政策調査部会) 14社

部会長	細江正義	(株)	祭原	取締役
副部会長	大橋庄三郎	大橋	(株)	取締役社長
"	進藤正典	松下鉢木	(株)	常務取締役
"	嶋本一男	加藤産業	(株)	常務取締役
野田喜商事	(株)	(株)	渡辺	
(株)吉川商店	(株)	(株)	長井藤	
(名)刀祢商店	(株)	(株)	大乾	
花菱乾物	(株)	(株)	徳和	
新清商事	(株)	(株)	木村九商店	

2. 47年度部会活動方針

(1) 統一伝票の普及指導について

西部地区における統一伝票の普及指導には、野田喜商事(株)の酒井和彦氏、(株)祭原の末広実氏の両氏が日本商工会議所の委嘱によつて昨年1年間1人3回づつの講習会を開催して來たが、本年度も同様の主旨により継続実施されることになつたので経験豊かな両氏が引き続き普及指導に当ることになつた。

(2) 缶詰の返品問題について

東京地区での缶詰返品に関しては $\frac{2}{1000}$ 方式が採用され、ようやく末端まで徹底してきたかの感が強いが、西部地区は特殊事情によりまだその実現の段階に入つていない。しかしその機は熱しているといつた見方が強くこの問題は西部政策調査部会としても継続して検討して行こうとの話合

いがなされた。

なおこの返品問題の話合いの中で①比較的発生率の高いものにパイン缶がある ②缶詰だけでなく袋物も対象にするかどうかなど今後の課題とされる点があるが扱い不手ぎわによるものの返品が多いのは問題である ③返品を受取るというかたちでなしに現物を取りかえるという方はどうかなどの発言があつた。

(3) 包装改善問題に対処

食品包装についての10進法採用問題は将来のためにも是非推進を図ることが必要とされるが、東部、中部地区とともに歩並みをそろえ前向きにこの問題に対処して行くことになつた。

(4) 過剰包装について

過剰包装については最近消費者サイドからばかりでなく、百貨店筋からも問合せや要望が寄せられてくるようになつて来たが、今後情報など持ちより慎重に問題解決に当りたいとの意向が述べられた。

(5) 空缶処理について

最近廃棄物公害が問題とされるようになり、缶詰なども空缶の棄て場がなく納入業者にその始末を依頼するというケースが出はじめて来ており、この対策も一応考慮に入れるべきであろうとの発言があつた。

なお現在日本製缶協会において空缶の廃棄状況につき実態調査中であり、これがまとまれば参考資料として今後検討して行くことになつた。

(6) その他について

食品産業センター発刊の「食料品店の商品管理シリーズNo.1」の配布方法に関する説明ならびに缶詰共同宣伝の一環としての缶詰フェアー実施方法について京阪神地区は今後どのように具体案をまとめて行くかなど打合せが行なわれた。

果 実 部 会

日 時 昭和47年7月27日 10.30～12.00時

場 所 北洋商事株 7階会議室

- 議 題
1. 新物もも缶詰に関する件
 2. みかん缶詰に関する件
 3. 果実缶詰の一括表示について
 4. そ の 他

※ 部会討議の概要

本部会は(1)、(2)を中心議題として開催されたが、チェリー缶詰の生産が終了したのでそのしめくくりの意味からまずチェリー缶詰の現状と見通しについて意見交換を行なつた。

1. チェリー缶詰について

ことしのチェリーは生食用に1,500トン、加工用に山形県7,000トン、県外から2,000トン位であつたが灰星病の発生で原料が悪く歩留りは例年の7.5キロ程度のものが8.5キロ多くて9キロも要している。灰星病による被害果を2次加工用として5G缶に詰めており、一般的に生産数量は4／2換算80万缶中心の考え方と、一部には90万缶説がある。製缶筋では90万缶を若干割る数字の3割が小型缶（6号ジュース缶）でそのうちJASが3割位と見ている。

原料価格は昨年のキロ370～380円に対し本年は420～430円でコスト的にも4号缶1缶当たり40円は高くついている。

製品は高値にかかわらず吸込みがよかつた。しかし灰星病のうちの比較的軽微のものを今後メーカーが出荷するか、5G缶にとつておいてみつ豆缶で処

分するのかといつた動向が注目されるところであるが、いまは山形としても相場に影響するということ、もも缶の生産シーズンであり、すぐにこれらの製品がどうこうするということはない。

早ければ10月頃には灰星ものが出てよう。パッカーとしてはこの商品でも動くという見極めがつけられんとして出したいという大方の考えを持つており、一方末端も先行き灰星ものが出てくるからいま年間のものを手当する必要はないという気持ちがうかがえる。輸入物についてはまだ現物は入荷しておらず早くても8月過ぎと見られるが内地の生産が少なければ格好の商材となろう。内地が80～90万缶もの生産ということでその妙味も薄れている。品質的にも格差があり実際に開缶して見なければ判らないといつたリスクもあり輸入誠量もそう大きな数字でなく仮に4号缶で100円安いとしても国内相場を左右することはなかろうとされた。

以上情報交換の結論としてはことしのチエリー缶詰は価格の割にすれば増産であり、いまは静かに推移しているがあとリパックものが問題点となろうとの見方であつた。

2. 新物もも缶詰について

まず野田部会長から次のような状況説明があつた。

「新物もも缶詰の生産は早生から過熱ムードで突込んでおり先行き心配している。早生原料の品質が非常に悪く作柄は当初予想より現時点では大分減産ムードになってきた。福島の砂子は果肉が軟弱でJASにならないものも多い。早生の原料価格は福島でスタート45円、10日50円、14～5日55円、山形はスタート40円、15～6日45円、18日50円と尻上りとなり7月20～21日頃で早生は終了しいよいよ中手に入つてくるが、これがどういう原料価格で推移するか早生に影響されて安値は望みウスで従つてコスト高が心配される。福島の原料価格は昨年平均38円であるから大分高く

なろう。中手の原料出回りは今日、明日から出始めピークは8月1~4日頃。山形は4~5日頃から出始め15日頃ピークということとしほしは福島の遅れでピークが重なりそうである。静岡の状況はことしほしはブラインをやるところもありもも缶を操業するパッカーは10社程度と少なく一部には県内で50万缶もできないという説がある。しかし一方には70万缶の予想もある。(昨年の生産は80万缶)昨年のもも缶の全国総生産数量は白もも380万缶、黄もも50万缶であったが、ことしほしはどの位の生産数量になるか、また原料価格がどのように推移するか今後注目されるところである。」
このあと各氏から次のような意見交換が行なわれた。



福島、山形の砂子の原料価格は高く量も少なく灰星病もあつたようであるが中手の大久保は量的にはかなりあるであろう。砂子が高くスタートしているので中手もこれに影響され高値になりかねず危険性をはらんでいる。製品は昨年のようなキャリオーバーはないが、ことしほしは高値であり、生産数量も450万缶程度と例年なみと見られるものなんといつてもことしほしは高値が予想されるだけに不安がある。またみかん缶詰に相当早く焦点が移るのでも缶にとつてマイナス要因になろうとの発言もあつた。

3. 47年産みかん缶詰生産について

蜜柑缶工組は7月19日の内販対策委員会で生産調整(案)を検討し8月10日、理事会さらに総会に諮ることになつており、その前に全缶協と話し合いたいとの要請から、本2.7日3時30分から丸の内ホテルでその会合が開かれるのでこれに全缶協は中山・野田両副会長、森木副部会長、北洋商事株加藤稔氏、北田専務理事の5氏が出席することを決めた。

なお懇談会にのぞむにあたり、蜜柑缶工組の考え方を北田専務理事が概略的に次のような報告を行なつた。

「みかんの原料見通しは、農林省観測でも本年度は表年でかなりの生産増の（6%～15%位）見込みで昨年の生産量248万9千トンに対してことしは280万トン近くの収穫見通しである。輸出は円高のため諸外国とも余り期待出来ず、販売価格もこれ以上値上げ出来ないぎりぎりの線にきている。昨年の輸出割当440万函に対して391万4千函が製造され売り出しは7月31日現在第4次分を含め

	F O B	2次以降
米・カナダ	968,200函 5/2	1,146円 1,196円
英 国	823,900函 5/4	2,362円 2,462円
ヨーロッパ	1,213,800函	" "
小 計	3,005,900函	
そ の 他	117,600函	
合 計	3,123,500函	

で80%が売約済。9月時点で第5次売出しを行ない全部売約済となるが、最近は円建の取引で海外の情況は悪く、内販に重点がおかることになる。ことしは内地市場が枯れており、しかも原料が多いので、相当早い時期に操業を開始し大巾増産につながる危険がある。そこで蜜柑缶工組としては数量調整をしたということである。その調整の方法は昨年のJAS受検数量を基礎におくという考え方もあつたがこれは技術的に困難であるので品質向上と宣伝をして有利な販売をしていこうということを骨子に次の方法を考えている。

(1) 早生は製造しない。

（製造開始時期を遅らせる。）

(2) 2月一杯で製造を打切る。

（終了時期を繰り上げる。）

(3) 日曜日は操業しない。

(休日は休業するよう徹底させる。)

以上3つの方法により操業期間を短縮させる。

パッカーはみかん缶詰の製造計画を組合に届け、問屋の注文書写を添えて旬別に報告をとつていくという方法をとりなんとか大巾増産をおさえたいとしている。ブローカンについては4号缶には詰めないようにし、2号缶以上に詰めるが、なるべくジュース用に回すようにしたいということである。しかしこの2号缶以上に詰めるということについて技術的な面で一部に異議があつたといわれる。また5号缶ブローカンの印刷缶の手持があるということから、これは届け出ることにするとのことである。最近果汁の消費が伸び、この方面に原料がかなり回ることも考えられ、昨年は14万2千トンであつたがことしは愛媛、大分、熊本の果汁工場が稼動するので果汁の引きも強く原料安の期待は難しいとの見方である。

なお宣伝については函10円を拠出して合計5,000万円で宣伝したいという考え方をもつている。」

以上のような説明に対して各氏から意見がだされ次のような見解となつた。



不況カルテルよりある程度数量が固定されると思うが、ブランドを伸ばしたいというところに対してどういう調整を行なうのか、下請のオーダーに対してそのパッカーが保証するのかどうか、原料高になつた時にカットする自由があるのかどうか、生産者がカットした場合にブランドオーナーに保証してくれるのかといったそのへんに大きな問題があろうとされ、この問題は蜜柑缶工組との会合で強調しようということになつた。

早生の生産については蜜柑缶工組でその方針が決定すれば全缶協としてもこ

れに協力しなければならないとされた。適正生産数量はどの位かについては過去600万缶以上を消化したといつても150万缶以上のものを翌年に持ち越しており消化の過程において大きな犠牲が払われている。生産は出来るだけおさえ適正利潤がとれるようにしなければならないのでサイズ物の適正生産数量は500万缶というべきであろうとされた。

4. みかん缶詰の消費動向調査について

北田専務理事から次のような報告を行なつた。

「中小企業庁の委託をうけた振興事業団では毎年業種別にマーケッティング活動の参考資料として消費動向調査を行なつており、その調査対象は家庭の主婦で業種としてスリッパ、ネクタイ、コーヒーといつたなかにみかん缶詰が取り上げられている。委員には蜜柑缶工組、全缶協、農林省高橋技官がなつてゐる。

対象地域は京浜、中京、京阪神、東北、北海道、北陸、四国で近く1,500～8,000件の調査書が配られ、来年の3月末にその結果がまとめられることになつてゐる。」

規 格 部 会

-
- 日 時 昭和47年7月27日 13.00～15.00時
場 所 北洋商事㈱ 7階会議室
議 題 1. 工場缶マークの地区別一連番号に関する件
2. 果実缶詰の一括表示について
3. そ の 他

※ 部会議の概要

本部会は工場缶マークを早急に決定しなければならない時期を迎えたが、全缶協が提唱する「地区別一連番号制」をいかにして推進していくか、また業界団体間で煮つめてきた果実かん詰の一括表示基準（案）ならびに品目別表示様式（みかん、フルーツみつ豆、洋なし、ぶどう）を中心て検討が行なわれた。

1. 工場缶マークの地域別一連番号について

まず北田専務理事から現在までの経緯について次のような報告を行なつた。
「今まで工場缶マークについては全缶協、日缶協とも地区別一連番号と工場固有のマークによる1工場2マーク制を業界申合せとして厚生省に要望してきていたが厚生省から缶胴に製造者の住所・氏名を表示することを検討されたいとの再要請があり、このことについて業界はもし製造者の住所・氏名を併記することになれば印刷空缶の互換性もきかなくなり缶詰の製造は不可能になるということから両団体の合意をもつて1工場1マークにすることで厚生省に陳情書を提出した。

ところで日缶協では理事あて、および全会員あて文書を送り固有のマークにするか地区別一連番号にするかの状況判断のためのアンケートをとつてゐる。しかし全缶協の 地区別一連番号について十分に説明がなされていない段階でこのような文書を送り回答を求めていることは片手落ちであり、このため実情を知らないパッカーは固有のマークの方が従来からのものであるだけに安易な考え方で固有マークを希望するとの回答を寄せている向きが圧倒的に多いようである。1工場1マークにするとの決定を見たあとは両者の緊密な話し合いによるとされていながらその後全缶協、日缶協での話し合いは正式になされていない。このような状況のもとに日缶協ベースで作業を進めているのはまことに遺憾である。いまの時点は新しく採用となる地区別一連番号の考え方を十分に説明されなければならない時である。アンケートの結果では固有のマークを希望している工場が224工場、地区別一連番号を採用

するとの回答は75工場となつており、この数字からも日缶協の一連番号制に対する説明不足が明確にてきている。厚生省には8年4月1日から実施すると申し出ており新しくマークポンチを作成するためには9月までに番号を決めなければ作業上間に合わないという製缶協会からの要請もある。お手元の製造工場缶マークの「地区別一連番号制」に関するお願いの件（案）はこうした説明不足を直接パッカーに説明し訴えていくこととで事務局で作文したものである。今後全缶協が地区別一連番号の推進をいかにしていくべきかその点もご検討いただき方針をかためてもらいたい。」



続いて多田部会長から次のような見解が述べられた。

「まず順序としては具体的に登録承認を行なう機関はどこがやるのかといつた問題があり、日缶協なのか、厚生省なのか府県別かまた従来のように各保健所がやるのかということである。

もう一つ一番大きな問題は厚生省の課長が変つたばかりでありまだ工場マークを1工場1マークにすればそれでよいとOKをとりつけていないと思うのでこの点の確認をする必要がある。いま厚生省で食品衛生法施行規則の改正を手掛けており知らない間に缶詰が一般食品と同様の取り扱いになるということになつたら大変で、この辺も働きかけておく必要があろう。」

このあと各氏から意見がだされ全缶協として次のような方向で地区別一連番号を推進させていくことになつた。



一連番号はこういう利点を持つているということをまずパッカーに知つても

らうこと、新しい缶マークでなくても登録承認制度になればもう一度やりなおさなければならず固有のマークも、一連番号もそのわずらわしさは同じである。いますぐにパッカーに呼び掛けていかなければ間に合わないという問題もあり、個々の会社名で訴えていくことにしたい。また山形缶詰協会方式のように（山形は全工場が一連番号である。）団体に呼び掛ける方法もよいが個々に幹部に話しを通せばその協会は全部一連番号になるのではあるまいか。問屋は従来の缶マークを全部廃止し新しい一連番号はなんらブランドイメージを持たないものとなつた。この一連番号による缶マークが下請をやつてもらう条件であり、ブランドイメージを持つ従来の固有のマークはいろいろな支障が起きるので下請の発注を取り止める結果になることを強く訴える。その方法は個々でパッカーに働きかけ日缶協に向つては固有マークを取り消し一連番号に切替えた旨を回答させさらにその結果をまとめて全缶協事務局に報告することが望ましいとされた。

〔一連番号説明の文案〕

製造工場缶マークの「地区別一連番号制」に関するお願いの件

拝啓 貴社ますますご隆昌にて大慶に存じます。

平素より格別なお引立を蒙り厚くお礼申しあげます。

さて、すでにご高承の如く、製造工場缶マークの整理につきましては一工場一個とすることを全缶協、日缶協連名にて厚生省に要望し、最も憂慮されていた缶胴に製造者の住所氏名を表示することについての同省の要望は一応取り下げられることになりましたが、「一工場一個」とは全缶協が44年1月以来提唱し続けている「地区別一連番号」によるか、もう一つは従来の製造工場固有のマークによるかのいずれか一つに決めなければならぬということであります。

日本缶詰協会ではすでに関係団体および傘下会員に対し「地区別一連番号」又は「製造工場固有マーク」のいずれを採用されるか回答をされた旨の文書を送りアンケートを取つており、貴社にもその文書がお手許に届き、あるいはすでにご回答済みかとも存じますが、従来の製造工場固有のマークは別として「地区別一連番号」を何故全国缶詰問屋協会がその実現を熱望しているか、よつて来るところの理由は何かが十分PRされ理解され徹底された上での問合せでなかつたために①固有のマークなら新たにマークポンチを作る必要がない。②一連番号は番号を決めたうえでマークポンチを作らなければならぬ。③経費もかかり面倒なことは避けたいと言つた安易さで製造工場固有のマークを希望すると日缶協に回答した向きが多いのではないかと危ぐしているところであります。

そこで、ここに弊社をはじめとする全缶協傘下の問屋がこぞつて地区別一連番号を実現することに努力もし、バッカーライター各位にも個々にご協力のお願いを呼びかけているかの説明をあらためて申し伝え、すでに「固有マーク」を心決めされている向きにおかれましても再度ご考慮いただき「地区別一連番号」の採用にご賛同下さいますようお願い申しあげる次第であります。なお「地区別一連番号」にご決定の節はマークポンチの作成能力から日本製缶協会側では本年9月中までに手配しないと、注文が殺到した場合作成が間に合わなくなるとの要請も全缶協に寄せられておりますので貴地区にて早急に話合い願い「番号」のご決定を賜わりたいと存じます。

まずはお願ひまで

敬 具

記

1. 地区別一連番号は簡明にしてあらゆる点で合理的であり、現在から将来にわたつて完全に適合する唯一の方法である。

地区別は船舶運営法のローマ字略号を用い次の通りとなる。

[都道府県別一連番号による場合の記号表示]

北海道	HK	青森	AM	岩手	IT
宮城	MG	秋田	AT	山形	YM
福島	FS	茨城	IG	栃木	TG
群馬	GM	埼玉	ST	千葉	CB
東京	TK	神奈川	KN	新潟	NG
富山	TY	石川	IK	福井	FK
山梨	YN	長野	NN	岐阜	GF
静岡	SO	愛知	AC	三重	ME
滋賀	SG	京都	KT	大阪	OS
兵庫	HG	奈良	NR	和歌山	WK
鳥取	TT	島根	SN	岡山	OY
広島	HS	山口	YG	徳島	TO
香川	KA	愛媛	EH	高知	KO
福岡	FO	佐賀	SA	長崎	NS
熊本	KM	大分	OT	宮崎	MZ
鹿児島	KG	沖縄	ON		

2. 一連番号は2桁とする。

従つて例えば北海道の場合NK 01～NK 99までとなり、地区別と一連番号を組合せれば4文字で工場缶マークをおさめることができる。

3. 現行の製造工場固有の缶マークは社名またはブランドイメージを持つ記号であり、下請製造の場合消費者から商品自体の統一を欠くものとの印象を抱かれ、しかも同一ブランドで下請製造工場が複数にわたる場合、一つのブランドに各種のブランドイメージを持つ缶マークが打ち出されることになり缶マークとブランドの混乱が生じ下請工場自体得策とはな

らない。

従つて地区別一連番号によれば製造缶マークはブランドとは全く関係がなくなり、ブランド寡占化時代に適合したものとなる。

4. 全缶協提唱の地区別一連番号は簡明に整理されるため万一の事故発生の場合においても保健所等において迅速な措置が講ぜられ、行政上からもまた消費者サイドからも好感されている方式である。
5. 地区別一連番号は従来の届出制を登録許可制にするための最良の方法であり、これをもつて官報告示すれば対役所、全国の保健所関係消費者団体等にも周知徹底を図ることができる。
6. 地区別一連番号が固有缶マークか、現在二者択一が迫られている状況であるが問屋サイドですべて従来の問屋固有の缶マークを廃棄し地区別一連番号を採用すると決意したのも中途半端な改善は合理化にならないばかりでなく、食品衛生法上における表示の問題あるいは消費者動向の上から見ても禍根を及ぼすことになりかねない点をおそれる故であり、業界の積極的姿勢が望まれる時点を迎えている。
7. 現状と将来を展望して見ても大勢は固有のマークから地区別一連番号に変らざるを得ない趨勢にあり、他の食品については製造工場は一連番号制を採用しており、そうした観点からしても一連番号の先取りこそ賢明であるというべきである。

以上累々説明申しあげましたが、ご熟考のうえ是非とも弊社宛早急にご返事賜りますようお願い申しあげます。

以上

2. 果実缶詰の一括表示について

果実缶詰の一括表示については農林省の意向として品種別に個々に持つてこれらても困るので業界全体でルールとなるような一般原則を話し合つてそれ

を示してほしいという要望があり業界団体で組織している缶詰表示問題連絡協議会で検討してきた結果果実かん詰の一括表示基準(案)がまとめられ、これを基本にして蜜柑缶工組、農産缶工組でそれぞれ品目別表示様式を作成した。これについて日缶協では8月2日規格表示委員会を開き最終的な結論をだすことになり、これを缶詰表示問題連絡協議会に諮つて意志統一し農林省に果実缶詰の一括表示はこの原則に従つて行なうということになるがここに至る間に各団体とも十分な煮詰めを行なつてるので大きな変更はないと考えられる。

現在まで煮詰めて来た表示基準(案)および品目別一括表示様式は次の通りである。

果実かん詰の一括表示基準(案)

1. 表 示 事 項

(1) 原則として次の事項について、容器の見易い箇所に一括して表示する。

ア 品 名

イ 形 状

ウ 原 材 料名

エ 固 形 量

オ 内 容 総 量

カ 内容個数又は粒の大きさ

キ 製造年月日

ク 製造者又は販売者の氏名又は名称及び住所

ケ 使用上の注意

2. 表示の方法

(1) 品 名

果実名の次に「シラップづけ」と示すこと。

ただし、混合果実および、果実と果実以外のものを混用したものであつて、「シラップづけ」と示さなくても、一般的名称とみなしうるものは「シラップづけ」の表示を省略することができる。

(例) 混合果実 フルーツサラダ、フルーツカクテル
果実と果実以外のものを混用したもの

..... フルーツみつ豆

(2) 形 状

同一の品名のものであつて、形状の異なるものにあつては、その形状を示すこと、形状を示す用語は一般的慣用語であつても差し支えない。

(例) みかん ホール、ブローケン
も も 2 ツ割、4 ツ割、スライス
慣用語 丸あんず、割りびわ

(3) 原材料名

ア 使用した原材料を製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし異質の原材料を配合した場合は、材料のグループ順に示し、グループ内の種類については、多いものの順に示すこと。

(例) フルーツみつ豆の場合

原材料名 寒天、りんご、もも、みかん、その他果実
赤えんどう、砂糖、ぶどう糖、酸味料

イ 4種以上の果実を配合したものにあつては、3種類まで記載し、他の果実は省略して「その他果実」と示すことができる。

ウ 糖類は、砂糖、ぶどう糖等の区分により記載すること。

エ 食品衛生法施行規則別表第2の添加物(規則別表第5に掲げるものを除く。)であつて酸味を加え又は香りをつけるために使用したものにあつては、「酸味料」又は「着香料」と記載すること。
ただし、個別の名称を記載してもよい。

オ 食品衛生法施行規則別表第5に掲げる添加物は、行をかえて当該添加物又は同表下欄に掲げる物を含む旨を記載すること。

(4) 固形量

ア グラム又はキログラム単位で、単位を明記して記載すること。
イ 原材料の配合量を示すものにあつてはアの規定により表示する文字のつぎに()を付して、それらの配合量の実際の数値をもつて示すこと。

(例) フルーツみつ豆の場合

固形量 250g (うち果実 50g、赤えんどう 10g)

ウ パインアップル(スライスおよびハーフに限る)および焼りんごについては、アの規定により表示する文字の次に()を付して個数を示すこと。

(5) 内容総量

グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(6) 内容個数又は粒の大きさ

ア 内容個数の単位は、個、片、枚などいづれで示しても差支えない。
イ 缶記号を説明して示す場合は、別に定める方法により一括表示欄に示すこと。ただし、一括表示欄に記載することが困難な場合は、内容個数の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

ウ もも、洋なし等の大型の果実であつて、2ツ割のものにあつては JAS の基準で定める粒数をもつて示し、みかん、桜桃などの小型

の果実にあつては、大・中・小の区別をもつて示すこと。

- (7) 製造年月日 略
- (8) 製造者又は販売者の氏名又は名称及び住所 略
- (9) 使用上の注意
 - ア 開かん後は他の容器に移しかえる旨を示すこと。
 - イ 小型かんであつて表示が困難な場合は一括表示欄外に示すことができる。



注 (1) 固形量および内容総量は、同じ行に表示することができる。

(2) トップ印刷かん、ブルトップかん等にあつては、製造年月日を「
かん底に略号にて記載」と表示することができる。

(様式 1)

品 名	みかんシラップづけ
形 状	ホール
原 材 料 名	みかん、砂糖、ぶどう糖 合成糊料添加
固 形 量	190g
内 容 総 量	312g
粒 の 大 き さ	ふたの記号上段末尾のLは大粒、Mは中粒・Sは 小粒を示します。
製 造 年 月 日	ふたに略号にて記載
販 売 者	
使 用 上 の 注意	カンをあけると、空気にふれて、内面が酸化しま

すので必ずガラスなどの容器に移しかえて下さい。

(様式2)

品 名	フルーツみつ豆
原 材 料 名	寒天、りんご、もも、みかん、その他果実、赤えんどう、砂糖、ぶどう糖、酸味料 合成着色料添加
固 形 量	200g(うち果実50g、赤えんどう10g)
内 容 総 量	320g
製 造 年 月 日	ふたに略号にて記載
販 売 者	
使 用 上 の 注意	カンをあけると空気に入れて、内面が酸化します ので、必ずガラスなどの容器に移しかえて下さい。

(注) ① 使用されている原材料の果実3品目は必ず多い順に表示
すること

上記果実の3品目は一例です。

② 配合割合いの果実、赤えんどうは25%および5%の場合の例を示しております。

(様式3)

品 名	洋なしシラップづけ
形 状	2ツ割
原 材 料 名	洋なし、砂糖、ぶどう糖、クエン酸
固 形 量	250g
内 容 総 量	425g

内 容 個 総	ふた上段末尾記号のMは4~5個、Sは6~8個を示します。
製 造 年 月 日	ふたに略号にて記載
販 売 者	
使 用 上 の 注意	カンをあけると、空気にふれて、内面が酸化しますので、必ずガラスなどの容器に移しかえて下さい。

- (注) ① 内容個数の説明が上記のように示す場所がない場合は上記説明の代りに『かんの〇〇の場所に記載』と示し、当該場所に必ず示すこと。
- ② 固形量と内容量は1行でも可。

(様式4)

品 名	ぶどうシラップづけ
原 材 料 名	ぶどう、砂糖、ぶどう糖、酸味料 合成着色料添加
固 形 量	280g
内 容 総 量	425g
粒 の 大 き さ	ふたの記号上段末尾のLは大粒・Mは中粒・Sは小粒を示します
製 造 年 月 日	ふたに略号にて記載
販 売 者	
使 用 上 の 注意	カンをあけると、空気にふれて内面が酸化しますので、必ずガラスなどの容器に移しかえて下さい。

- (注) ① 粒の大きさの説明が上記のように示す場所がない場合は
上記説明の代りに "かんの〇〇の場所に記載" と示し当該
場所に必ず示すこと。
- ② 固形量と内容総量は1行でも可。

3. なめ茸の固形量、糊料使用について

7月13日のなめ茸懇談会の経過について北田専務理事から報告を行なつたあと各氏から次のような見解が述べられた。



長野としてはなめ茸が即お茶漬でこれが標準品と考えており、固形量を規制し中味を濃くして、いわゆる茶漬としてだすことがよいかどうか、その辺も問題で、マーケットは安値物も一つの大衆商品として通つている。

こうしたものが市場からなくなるような急激な方向転換は出来るだけ避けるべきであるとの見解があつた。また糊料については使用しない物は大分見劣りすることはいなめないとの声が聞かれたが結論として次の姿勢が示された。今後の状勢として標準化への努力をしていこうという方向にあるもの一応長野県缶詰協会側からなんらかの連絡が日缶協へ寄せられた時点においてあらためて検討しようということになつた。

蜜柑缶工組との懇談会

日 時 昭和47年7月27日 15.30~17.00時

場 所 丸の内ホテル

議 題 内販向けみかん缶詰に関する件

出席〔全缶協側〕

果実部会長	野田 喜三郎 氏
" 副部会長	森木 国雄 氏
北洋商事㈱	加藤 稔 氏
全缶協副会長	中山 良助 氏
全缶協専務理事	北田 久雄 氏

〔蜜柑缶工組側〕

理事長	後藤 磐吉 氏
内販対策委員長	甘日出 多真夫 氏
副理事長	桐野 忠兵衛 氏
"	辰己 秀一 氏
蜜柑缶工組専務理事	村上 延衛 氏
" 主事	花島 満 氏



まず後藤理事長は全缶協側との懇談会開催にあたり「本年のみかん缶詰の輸出向けは440万缶が勢一杯であり、内地向けをことしは気負つて増産する気配がある。過去をふりかえつて見てもみかん缶詰がうまく行けば他の果実缶も順調となるとの立場からも生産調整について陽の高いうちに方針を決めたい」との主旨を述べ、甘日出内販対策委員長がこの生産調整に関する工組側の説明を行なつた。

その説明の要旨は輸出向けが順調なとき輸出を重点にやるというのでなく今後は内販向けも併せて対策を講じるべきであるというのが時代の趨勢である。そして今回の調整の目的は合理化と品質向上に置き次のようなカルテル申請を行なうというもの。

(1) 生産の制限

製造期間制限

イ) 製造開始日

ロ) 製造終了日

ハ) 月別の営業日数の制限

(日曜日の休業)

(2) 品種、缶型の制限

イ) ホール品は 5 号、 4 号、 2 号、 1 号とする。

ロ) プロークンは 2 号缶以上の大型缶とする。

ハ) J A S 受検及びプロークン鑑定の義務づけ

(3) 製造数量の届出義務

イ) 製造予定の届出

ロ) 製造実績の旬別の報告

以上のような工組側の考え方に対し全缶協側はカルテル申請が認められれば問題ないが、しかしことしは内地向けの意欲が旺盛でありメーカーの歩並みが揃うかどうか。また届出制をどのように組合で調整しチェックするのか。発注の過不足についての対策はどうかなど、なお十分に検討しなければならない内容が多くあり、慎重に対処したいとの意向を述べた。

なお、蜜柑缶工組では 8 月 10 日理事会開催の予定であり、これらの問題について具体的な詰めを行なうことになつてゐる。

みかん缶詰の消費者調査を実施

中小企業振興事業団では中小企業庁の委嘱でこのほどみかん缶詰の消費者調査をすることになり、フェースシートの作成に取りかゝつてゐる。この調査は中小企業業種のなかからマーケティング活動が経営上第 1 の問題となつてゐる

ものを選び所属中小企業に代つて需要および流通の動向に適応する効果的なマーケティング活動の参考資料を提供することを目的とし、その対象業種には婦人用短靴、ハンドバック、洋ガサ、コーヒーなど12業種があげられ、その中にみかん缶詰が調査の対象とされたものである。この12業種を調査するための予算額は702万円となつており、中小企業マーケティング調査部会の部会員として宇野政雄氏（早大商学部教授）、吉田正昭氏（中大理工学部教授）、鳥居恒夫氏（電通マーケティング局々長）がそれぞれ委嘱され、調査企画および報告書原案のとりまとめ等について諮詢する。またこのほかに品目別分科会が設けられ、みかん缶詰に關しては、日本蜜柑缶詰工業組合の村上延衛専務理事、同工組井原信治氏、全缶協北田久雄専務理事および農林省果樹課高橋毅氏がそれぞれ専門委員の委嘱を受け調査方法、結果等について検討を行ない情報収集の便を図ることになつたが、その第1回打合せ会を7月10日開催した。その結果次のような要領により消費者調査が行なわれることになつた。

1. 調査対象 一般家庭の主婦
2. サンプル数 1500～1800世帯
3. 調査地域 4～5地域

東京、関東地域、名古屋、静岡、大阪および神戸、札幌、仙台、新潟、長野、高知、愛媛。

果実缶詰の一括表示問題打合会

日 時 昭和47年7月8日 10.00～12.00時
場 所 日本缶詰協会 応接室
内 容 果実缶詰の一括表示に関する件
出席者 平野孝三郎氏、村上延衛氏、山崎力氏、山内正雄氏、松月典昭氏、
大内山静雄氏、北田久雄氏、渡辺麟太郎氏

※ 打合会の概要

この打合会では果実缶詰の一括表示について個別品目ごとの表示様式を業界で申し合わせていくことよりもまず果実缶詰の全体にわたる一般原則をこの際設定し、これが今後の判断の基準となる方向で検討しようとの各団体間の希望にもとづいて関係団体の代表者が集まり、素案を練ることになつたもの。

この下打合では①みかん缶詰のように、粒が小さいものとそうでないものとに区分して検討することが必要とされ、それには「固形量(個数説明)」のようなパイン缶 JAS 方式がよいか、あるいは必要表示事項として「粒の大きさ」として特掲するか、②絵柄が両面に書いてあるケースが多い現状であるが、これを片面だけにするための協力呼びかけ運動が必要。

③フルーツみつ豆の原材料名の表示方法、およびその配合割合などについて、それぞれ意見の交換を行なつた。

(第8回) 缶詰表示問題連絡協議会

日 時	昭和47年7月18日 13.30～15.30時
場 所	日本缶詰協会 会議室
内 容	果実缶詰の一括表示様式に関する件
出席者	(全 缶 協 側) 大泉修氏、市川英世氏、北田久雄氏 (日 缶 協 側) 平野孝三郎氏、渡辺麟太郎氏 (製 缶 協 側) 山崎力氏、中沢冲氏、山田英雄氏 (検 查 協 会 側) 松月典昭氏 (農 業 缶 工 組 側) 山内正雄氏 (蜜 柑 工 組 側) 花島満氏

* 協議会の概要

果実缶詰の一括表示に関しては各団体間の連繋のもとに一般原則（業界の自主的ルール）を決め、それにもとづいて品目別の一括表示様式を具体的に作成して行こうとの話し合いがあり、その素案といつたものがこのほど出来あがつたのでそれを基本に問題とされる点を検討した。特に形状、固形量、原材料名の配列、糖度等については慎重を要す項目であり、これは各団体が持ちかえりさらに研究したうえで次回連絡協議会において最終的話し合いを行なうことになつた。

なめ茸懇談会

日 時 昭和47年7月18日 13:30～15:30時

場 所 日本缶詰協会 会議室

内 容 なめ茸の固形量、糊料等に関する長野缶協側との懇談

〔出席者〕

—全缶協側—

北洋商事(株)	飯塚嵩氏
(株)明治屋	高崎康二氏
(株)サンヨー堂	多田義朗氏
全国缶詰問屋協会	北田久雄氏

—長野側—

長野県食品工業試験場	中島富衛氏
長野県缶詰協会	黒岩計雄氏
森食品工業(株)	横嶋章氏
長野トマト(株)	林豊次郎氏

長水果工㈱ 白井 隆太郎 氏

長野興農㈱ 中村 良徳 氏

長野果実加工㈱ 井出 萬喜 氏

一日缶協側一

隅野 勇 氏 渡辺 麟太郎 氏

一缶詰検査協会一 大内山 静雄 氏

※ 懇談会の概要

なめ茸茶づけ(えのき茸) 売詰の固形量については、本年3月29日全国食品缶詰公正取引協議会のリサーチで55点中27点が不合格という状態で過当競争の様相を呈して来つゝあり、こゝらでメーカーが自主的に善処して行こうとの観点から主産地長野県では①固形量を63%としこの表示を義務づける(現行JAS内規は70%)②合成・天然の糊料はともに使用しないこととし、この新規格による開壠リサーチを5月15日、日本缶詰検査協会において開催、意見の交換をしたところ全缶協としては現実的に市場に大きく影響する点を憂慮し、5月23日同様のサンプルにもとづき全缶協内部で開壠、現物を見ながらの検討会を行なつた。しかし、結論が出ないため一応この件に関しては保留という姿勢であつたところ6月5日長野側代表者3名が全缶協事務局に來訪され、あらためて全缶協と懇談会を開催し、さらに長野側の案を煮詰めたい旨要請があり、日缶協および検査協会を交えてのこの度びの懇談会となつたもの。



〔長野側の意向〕

最近えのき茸売詰は競争が激しくなり品質が落ちつゝあるのは事実で、汁の中にきのこが浮いてる状態のものが散見される。そこで消費者から不信を

買うことのないよう、固形量を 63 %に統一し、しかも今後糊料は使用しないことを申し合わせ、公正競争規約によつてこの表示を義務づけたい。63 %は最低基準だが、実際には 64～65 %の線をねらいたい。

固形量の検査方法は長野方式（30 g の内容のものに熱湯 50 g 分を加え、2000 回転の遠心分離器にかける）および JAS 方式（100 g の内容のものに熱湯 200 g を加え網のうえで 2 分間ろ過する。）二つの方法があるが、このうち JAS 方式を採用する。糊料の使用量の規制が出来れば一番よいのだけれども 80 %（特選）、70 %（JAS 内規）、63 %（長野案）とした場合糊料を使用したものと使用しないものに見方の差が出てくるがどうしても使われているものにはかなわない。われわれとしてはぬめりがあるからなめ茸といえるのであつて糊料はそれ以外の目的には使つていない。現在天然糊料は 10 数種類あるが、もし糊料を使用して欲しいということであれば 2～3 種類にしほつてもよいとは考えている。またその場合糊料の測定方法も検討する必要があるが、基本としては天然であつても使用しないことに致したい。

〔全缶協側の意向〕

価格競争が激しいうえに品質の基準がどこに置かれているのか判らない現状であり、しかも手印ブランドにあつてはこゝ 2～3 年全く伸びていない。最近のなめ茸はそれぞれの立場でトラックの上を走つているようなものである。63 %とした場合、次ぎには壇を小さくすることになりかねない。壇型は 3 種類位にしほれないか。問題は長野案で実際に安売り競争がなくなるかどうかにかゝつている。

商品価値を高めるための糊料ならよいが悪用されたのではかなわない。とはいえ糊料を一切使用しないとしてそのため売れゆきが後退したということでは困る。そこで使用したものにあつてはそれが天然のものであつても使用した旨を表示するようにしてはどうか。

糊料についてはいかにも使つていないようなふりして使われているのが一番問題となるところである。なお固形量の表示については多くがよいか夕表示がよいか検討する要がある。

概要以上のような意見の交換があり、①固形量は 63% がよいか、あるいは 65% か、ないしは 60% がよいかの検討、②糊料を使用した場合その旨を表示する件、③壇型の標準化への検討。以上の問題点を中心両団体がそれぞれ内部で協議したりえ、7月下旬に日缶協側へその結果を報告することになつた。

なお両者での意向がまとまれば公取委側にも相談のうえ 10 月頃をめどに書類総会を開き公正競争規約に織込むことになつてゐる。

もも缶など J A S 市販品開缶説明会

日 時 昭和 47 年 7 月 7 日 13:30 ~ 16:00 時

場 所 中小企業会報

対 象 もも缶詰、その他果実缶詰およびさば缶詰の開缶展示

※ 説明会の概要

日本缶詰検査協会ではもも缶 23 点、その他果実缶詰 9 点、およびさば缶詰 26 点の J A S 市販品の開缶展示ならびにその説明会を行なつた。

説明会の開催に当たり鈴木理事長は、もも缶詰の検査方法は前年と同じ方法で行なつた旨述べ、さらに輸出検査と J A S 検査の違いについて、輸出はロット単位の検査であり最終製品が対象となり、その過程は問題としないが、J A S にあつてはその工場における人的、物的な工場施設が標準以上であることにより J A S マークが先きについている缶詰が詰められる。従つて J A S にあつてはその過程が大事とされる。輸出は合格したものでなければ輸出できないが、J A S は任意であるなどを説明、また製造にあつては言うまでもなく原料の

選別が一番重要であることを力説した。

また御子柴理事は「ももは昨年規格が改正となり第1年目であるがJAS受検は44年比10%の伸びを示した。全体的なレベルは同じ不合格品でも合格に近いところのものが多くなつた。しかし、不合格は5%以下であつて欲しいと望んでいたが、ことしも10%あり、10%の壁が破れなかつたのが残念である。」と語つていた。

(第1回) 容器問題研究会

日 時 昭和47年7月21日 11:00~14:30時

場 所 食品産業センター会議室

議 題 1. 容器問題研究会の開催について

2. そ の 他

出 席	麦酒醸造組合	千葉 栄 氏
	"	大藤 孝 雄 氏
	全国トマト工業会	大内 一 三 氏
	日本果汁協会	渡辺 熊 夫 氏
	日本コカコーラボトラーズ協会	河村 尚 平 氏
	日本コカコーラ(株)	相 良 常 晴 氏
	全国清涼飲料工業会	堀 部 義 己 氏
	農林省食品油脂課	岡 田 史 雄 氏
	" 企業振興課	森 隆 禧 氏
	食品コンサルタント	山崎 三 吉 氏
	ペプシコーラボトラーズ協会	横沢 謙二郎 氏
	"	菊 地 良 輔 氏
	日本缶詰協会	隅 野 勇 氏

全国清涼飲料工業会	小川忠久氏
全国缶詰問屋協会	北田久雄氏
日本製缶協会	山崎力氏
東洋製缶株	登坂幸作氏
"	木原弘二氏
食品産業センター	石田朗氏
"	松岡正次氏
"	難波靖尚氏

※ 研究会の概要

最近公害問題が大きく取りあげられるようになり、食品缶詰業界も工場廃液等の対策に苦慮しているが、環境汚染の立場から包装容器の廃棄物についても無関心ではおられない時代を迎えている。

缶詰の空缶処理に関する例外でなくこの処理対策には前向きに取り組んでいかなければならない状況下に置かれており、それには業界がさきどりの姿勢で対策を講じ無用な規制を避けるように努力しなければならないと考えられる。そうした観点から食品産業センターを中心に各関連食品団体が集まり、いままでの実情と今後の対策について意見の交換を行なつた。

全缶協においては去る7月6日の西部政策調査部会でこの空缶処理問題について今後その動向を注視し混乱のなきよう対処して行こうとの話合いがなされたが、この日の研究会にはオブザーバーとして出席し、各団体の意見とこれから食品産業センターとしてのスケジュールなどについて下記のような内容のものを開いてきた。

[容器問題研究会の開催について]

食品産業センター

経済の高度成長、所得の増加に伴ない消費生活における価値感の変化（使い捨

て)嗜好の変化による新食品、技術革新による包装材の増大等の結果、塵埃の排出量は年々増大の一途を辿り、住民1人当たり平均ゴミ排出量は、昭和38年113grであつたものが、40年には700gr、45年には900grとなり、このまま推移すれば50年には1,000grを超える量になると推定されている。(公害白書による)

この様な情勢下にあつて、昭和45年12月廃棄物の処理及び清掃に関する法律が成立し産業廃棄物については、自己処理が義務づけられ、昨年度は食品容器としてはプラスチック容器の回収について、清掃事業側より種々の制約が課せられ、消費者側よりも種々の提案がなされて来た。

最近、その消費量が急激に増加して来た缶詰食品等(特に飲料缶)の使用後における取扱いについては、消費者側の取扱上の問題点もあるが、特に観光地あるいは道路等に散乱し問題視されつつあるのが現状である。

このため食品関係者間で検討が進められつつある、空容器の処理問題について食品産業界として、その対処の方法について、関係者のご協力を得て検討を進めることといたしたい。

注) 缶詰用に日本国内で消費されるプリキ量は、241,000トン程度と推定される。(東缶調)

食缶用プリキ	約315,000トン
--------	------------

輸出缶詰用(-)	101,000
----------	---------

輸入缶詰用(+)	27,000
----------	--------

検討の進め方について

1) one way容器としては、材質によつて(1)硝子容器、(2)金属容器、(3)プラスチック容器、(4)紙容器等があるが、本研究会では対策の方向をとりまとめるため、金属容器(缶詰)を対象として進めることとし、必要に応じ硝子びん等についてもふれるものとする。

2) 空缶の発生源としては、大別してつきの3通りが考えられ、それぞれによ

つて対処の方向は異なるであろう。

ア 大口業務筋(給食・鉄道・遊園地・競技場等)

イ 小口家庭消費筋(家庭・自動販売機等)

ウ 観光地筋

3) 検討の進め方としては、海外における本問題についての運動の実態の把握とともに国内における食品関係者の本問題についての対処の実情をとりまとめたうえで、今後食品産業としての対策の方向について検討を行なうものとする。

4) 検討日程

a 海外事情のヒヤリングととりまとめ (7月21より開始)

b 国内事情、現行対策、調査のヒヤリングととりまとめ(ラフプランの作成) (8月上旬頃)

c 処理体系の可能性の検討 (9月中旬以降)

d 今後の活動方法についての考え方

検討は可能な限り濃密に行ない短期間で終了することとする。



炭酸飲料、清涼飲料の空缶などは営業所単位で各企業において人海戦術により集めているが、1人1日600缶(6km)程度が限界であり、もし 50 km^2 に範囲を回収するとなると1日64人を必要とするなどの報告もあり、それも自分の会社の缶だけを拾つてくるという訳にいかないので企業が全部合同してやるべきだとの意見もあつた。

また、リサイクリングセンターなどの設置については営利企業体がやるのは困難であり、政治的解決が望まれるとされ、今後の体系づけとして対外的(政治的)活動面と対内的問題ならびに消費者サイドへの協力の呼びかけに分け具

体的作業を進めていくことになつた。なお、次回研究会は8月8日に開催予定である。

業界消息

日缶協田上会長、死去

日本缶詰協会会长・日魯漁業取締役相談役 田上東稻氏は7月11日午後6時40分慶應病院で逝去した。71歳。葬儀は日魯漁業社葬をもつて執り行なわれるが、平野社長ら幹部が訪中であつたため密葬は7月12日自宅で近親者による通夜、7月13日筑地本願寺で一般通夜が執り行なわれた。

自宅は杉並区阿佐ヶ谷北5～22～13喪主 長男伸一氏、葬儀は社葬により8月11日東京筑地の本願寺

午後1時～2時 葬儀

2時～3時 告別式

が執り行なわれる。

会員消息

明治製菓高杉会長死去

明治製菓取締役会長高杉秀吉氏は7月22日午前0時20分神奈川県相模台病院で心筋塞のため逝去、71歳

葬儀は社葬により7月26日午後1時～2時、告別式は午後2時～3時青山葬儀所で執り行なわれた。

喪主は夫人の高杉幸江さん。

葬儀委員長

中川 起氏

渡喜 渡辺副社長死去

（株）渡喜（仙台市 渡辺林吉社長）の渡辺あい副社長は7月19日午前3時国立仙台病院で狭心症のため逝去。60歳。

通夜は23日仙台市土樋1～10～5の自宅で、葬儀は社葬をもつて24日午後1時から仙台市原町南目字大竹の本社で執り行なわれた。

〔本社事務所移転〕

※ （株）ヤマムロ（代表取締役社長伊藤栄蔵氏）では営業規模の拡大と、事務電算化にともない本社事務所を7月24日から下記住所に移転した。

なお、上野配達センターは従来通り。

〔新住所〕 〒110

東京都台東区東上野3丁目35番5号（鳥海ビル）

〔新電話番号〕

（03）835-4531（代表）-7

〔営業所設立〕

※ 北洋商事（株）東京支社では新潟地区の流通上の重要性の拡大に伴い7月20日から東京支社新潟営業所を設置し、所長には同地区を担当していた中島洋一郎氏が就任した。

〔所在地〕 新潟市本町通り八番町1318 白勢ビル（4階）

〔電話〕 0252-29-5995（代）

暑中お見舞い申し上げます。

昭和47年盛夏

全国缶詰問屋協会

役職員一同

